

平成17年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成17年9月15日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第6 議案第36号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第7 議案第38号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第37号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第39号 訓子府町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の制定について
- 第10 議案第40号 訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第41号 訓子府町農業施設設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第42号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正について
- 第13 議案第43号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の改正について
- 第14 認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について

追加日程

- 議案第46号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第16 請願第8号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する請願書

追加日程

- 請願第9号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する請願書
- 意見書案第11号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する要望意見書
- 意見書案第12号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書
- 意見書案第13号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書
- 第17 報告第7号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第18 報告第8号 出納検査結果報告について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告をいたします。本日は全議員の出席であります。なお、小坂議員から午後1時から早退の届け出が出ております。

また、久原選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第36号及び議案第38号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第36号、議案第38号の質疑に入ります。一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第36号の質疑を許します。1ページです。ご質疑ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ページ数はあれですけれども、鹿柵の強度の件で事業費が入っておりますけれども、この辺について少し伺います。37キロに及んで鹿柵がありますけれども、今回の強化、鹿柵を強化するという内容ですね。全コースやるのか、どういう補強工事なのかをもう少し説明いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） ただいま鹿柵の強化の関係なのですけれども、これにつきましてはセパレーターという、今鹿柵はたぶん見たことあると思うのですけれども、7.5メートルスパンで策を打っているのですけれども、その間に金属製の棒を入れまして、強度強化を図ると。

これは実は2年前でしたか、大雪のときに津別でかなり鹿柵が倒壊したと。これについては、全部セパレーターが入っていなかったと。一方、事業でセパレーターが入っているところについては、結構無傷なところが多かったということで、かなり期成会の中でもセパレーターを、これは訓子府だけではなくて置戸もそうなのですけれども、セパレーターを入れてほしいという要望があったのです。

当初はセパレーターを入れることで組んでいたのですけれども、なかなか補助対象にならなかったということございまして、今回道のほうで認めていただいたということで、全区間、全区間に対してセパレーターを設置するというごことでございます。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 衛生費負担金の関係で、バキューム車の改造ということで出ておりますけれども、バキュームカーのタンクを囲うということなのですけれども、全体を囲うのか、タンクを囲うというのだから全体を囲うと思うのですけれども、ただ、そういうことが通常化しますと、例えば農業関係の糞尿処理の関係でもバキュームカー。もちろん尿を散布するバキュームカーにも覆いをするなんていうようなことになりはしないかと、我々心

配しているのですけども、ただバキュームカーの場合は市街地を走る場合、そのタンク自体は見えても別にどうということはないのですけども、吸い込み口、吐き出し口、これらが露出しているのは一般市民が見ても通行者が見てもあまり感じはよくないのですけども、全体を囲うということなののですけども、それらが今先ほど言いましたように、農業関係の波及してこないかなと我々心配しているのですけど、その辺はどうなのですか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいま3ページの衛生費負担金、バキューム車改造事業負担金についてのご質問でございます。

今回の補正させていただいておりますのは、いわゆる北見市に搬入するバキューム車の改造ということで提案をさせていただいております。現実的に北見市のバキューム車については、全部囲いをつけているという現状がございまして、訓子府町から北見市に搬入分については、囲いをしていただくということが北見市の条件として提案されておりますので、特に法的な規制をございませんけれども、そういう対応を訓子府町の業者についてもしていただくということで、今回提案させていただいたものでございます。

農業関係の車両等については、特に規制がございませんので、そういう対応は特にする必要がないのではないかとこのように考えております。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 今のバキュームカーの改造費の関係でお話がありました。

私もこの関係でちょっと聞きたいのですけども、420万円の計画を今立てているわけですけども、先般の説明の時の話では、この420万円のうちの4分の2の金額が本町で持たなければならないと。それから4分の1ずつ置戸と端野という説明だったと思うのですけども、この本町が4分の2で、置戸、端野が4分の1というこの数字ですね。振り分けの数字、これはどういうことでそういうことになっているのか。逆に言えば、3分の1ずつでもいいのではないのかなという感じもするのですけども、本町が4分の2で、残りが置戸と端野で4分の1ずつという説明だったと思うのです。その根拠と理由、それをちょっとお伺いしたい。

このバキューム車の改造の台数というのは、何台予定しているのか。その辺も含めて、お伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 今回、420万円という支出の額を予算計上させていただいております。

本町が2分の1負担、それから置戸、端野がそれぞれ4分の1ずつという負担につきましては、当初本町の業者と打ち合わせをした状況では、地元訓子府でご負担をいただきたいということでお話がありました。それでいろいろ経過を調べますと、訓子府の業者については、置戸の汲み取り、それから端野の汲み取りもやっているという状況を確認できましたので、3町でいろいろと打ち合わせをしてみました。今回補正させていただいたというのは、端野町も合併を控えているという状況もありまして、今回特にこの時期に計上させていただいたのですけれども、端野町はいわゆる合併前であれば何とか協力できるだろうということもありまして、3町でいろいろ打ち合わせをしたのですけども、地元業者ということから考えると、やはり訓子府は半分ぐらい持っていただきたいなど。

これはあくまでも3町での協議の結果でございますので、置戸、端野は残り半分を負担してもいいという話がありましたので、今回このような形で計上させていただいたものでございます。

それから整備する台数につきましては、業者の2台、バキューム車2台を整備することにしてございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 今3ページの鹿柵の関係でちょっとお伺いをしたいのですけれど、これ中間に何て言いますか、先般の大雪の関係でそれぞれ落ちた、自分も留辺蘂にある分につけたのですけれども、ちょっと聞きたいのは関係者と言いますか、鹿柵の関係者。これはずいぶん我々も、いわゆる議会、行政とは関係ないという部分ありますけれども、全農家から負担金を取っているということが一部にありまして、その会計報告されてない残金が相当あるのだろうと思いますけども、一つ聞きたいのは、関係者の負担分はどういうような個々に出すようになっているのか。そこら辺ちょっとお聞きたいのですけど。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 鹿柵につきましては、あくまでも期成会の要望を受けて実施したということで、そのうちの地元負担が22.5%、そのうち13.5%を町で持って、9%を受益者で持つ。その9%については、あくまでも期成会からいただきます。期成会の集め方については、期成会で決めていただくということになってございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 4ページの情報管理事業の委託料なのですけども、コンピュータシステムの改造業務ということで、166万円ほど追加になっています。

説明では固定資産税などに係わる、そのシステムの改造に関するものだという話だったので、具体的にどんなふうに変えるのか教えていただきたい。

それからもう1点、5ページのオホーツクカードのシステム更新事業の補助金なのですけども、ここで聞きたいのは行政効果なのですが、過去5年間をオホーツクカードの事業を町が補助金を出すという形でやってるのですけれども、実際にこれを実施することによって、行政効果として数値で表したらどんなことになっているのか。そこら辺わかれば教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書4ページの1番先頭にありますコンピュータシステムを改造業務に係わる、その改造の内容が具体的にということでお尋ねありました。

今回のシステム改造につきましては、大きく2つありまして、1つは固定資産税評価替えに係わるものでございます。もう1つは、公営住宅の住宅使用料システムに係わる回収でございます。

まず、前者のほうですけども、固定資産税の評価替えというのは3年に一度行われるものでございますけども、宅地の評価の場合、本町では現在65地点の標準値を定めまして、65区画に宅地をわけまして、それぞれの地下の変動特色にあわせまして、評価替えを行っているところであります。これは50区画に統合するということを担当課から聞いてお

ります。その区画変更を電算システムに反映させるということ。それと、それに伴う作表と言いますか、帳票が必要なものですから、それが3種類ほど新しくつくるとのこと。その他、このシステム替えに伴う一連のチェックの作業を行うということになります。

次に、もう1つのほうの住宅使用料のシステム改修につきましては、公営住宅法施行令の改正がありまして、家賃計算の一つの要素であります経過年数係数というのがあります。これは住宅を建ててから、どのくらい経って、どのくらい落としていくかという数値なのですが、国の判断では民間の下げ幅が緩やかになってきたということを受けて、この係数を変えまして、家賃があまり経年と共に、今結構急激に下がってくる傾斜なのですが、その傾斜をなだらかにして、するというシステムの改変を行うものです。それに伴う計算リスト類、家賃計算の中身等々のプログラムも改変するということになってございます。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） オホーツクカードシステムの行政効果という形なのですが、なかなか数値的に出すのは難しいのですが、実際、現在のところカード会員が3,720名。これ世帯で見ますと1世帯で1.8枚持っている。カード1枚あたり売り上げで言いますと、平成15年で約9万5,000円ということでかなりやっぱり大きいと思うのです。

町としては、商工業の振興ということで、これに対して助成するということですので、確かに売り上げ自体は減少はしていますが、これによりまして、1枚あたりの売り上げてから見ても、ある程度歯止めをかけているのかなと。ただ、なかなか数値化と言われても、なかなかちょっと難しい部分があるのですが、商工業の振興ということで実施しているということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 最初の委託料の関係なのですが、中身はわかりました。

ちょっと参考までに聞きたいのですが、その住宅関係のシステムを変えるという住宅使用料のね。それはちょっと聞いても、なんかちょっと難しいな、難しいのではないかなというふうに思うのですが、例えば固定資産税の評価システムを変えるというのは、訓子府にいる職員の技術水準と言うか、それではできないくらい難しいのですか。参考までに教えてください。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今お尋ねの件は、たぶんうちのシステムを管理している職員の事例でできないのかというお尋ねかと思っておりますが、システムは昔、私が担当していることだったので、そのときと大分変わりが、非常に何というのですか、システム間の関連がすごく強いのです。昔はそれぞれのシステムが独立性がありまして、なんとかやっていたのですが、今は相当システムのレベルが高くなって、そこだけを直すですればよいというようなことになかなかありませんで、やはり専門的な力を借りて完全なシステムを構築していくという必要性があるかと思っております。理論的に自営でできないということは言い切れませんが、いろいろな総合的に勘案したらこのほうが効率的・経済的だと考えております。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番(松浦啓博君) 先ほどのバキュームカーの関係で、もうちょっと聞きたかったのですが、説明がもしかしたらあったかと思うのですが、この2台分の改造費の総額はいくらぐらいになるのか、そして、この420万円というのは何割の補助、そのうちの何割の補助をするのか。その辺ちょっと説明あったかと思うのですが、私の聞き漏らしがあったかと思うので、もう一度その辺の説明をお願いしたい。

それからこの改造に要する費用というのは、町が見積もりを立てて、このぐらいだから総額このぐらいになるからそのうちの何割の補助という考え方で出したものなのか、あるいは業者が見積もりをして、そのうちの出てきた金額の何割補助するということなのか、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) ただいまのバキューム車のご質問いただきました。

改造費は先ほども申しあげましたけれども、2台分を整備をするということで、総額は472万5,000円の経費がかかるということでございます。今回、420万円ですから残りの52万5,000円については、整備業者が負担をするということで残りの420万円を3町で負担をするということでございます。

それから見積もりの関係につきましては、整備する業者が専門業者のほうに見積もりを依頼して、それをもらったものを町のほうでいただいているということでございます。

議長(柴田喜八君) 3番、渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) 4ページなのですが、委託料情報管理事業の委託料の関係で、コンピュータシステムの改造業務160何万円と出ておりますけれども、これは絶えずこのシステムが変わるということがわかるのですが、もっと優秀な職員と言いますが、コンピュータに明るい職員で、この改造を自らできる職員でも臨職でもいいのですが、できるものがないのかどうか、どうしてもこれはこの金をかけて買わなければいけないものなのか、どうかお聞きをしたいと思います。

それと同じく4ページなのですが、昨日、一昨日、衆院選の選挙費用のことで、もっと詳しく聞こうと思っておりましたら専決処分の関係で、あの日終わってしまったということで勘違いしたのですが、ここでその関係について同じかどうか、ちょっとお聞きしたのですが、農業委員会が今回無競争であったということで、大変喜ばしいことで、従いまして236万円ですか、これが浮いたと。結構なことだと思います。今回の選挙も500何十万円、国からきておまして540何万円。1人当たりすると1票が約1,000円になるそうです。経費が。そんなことでここに出ております職員手当、時間外勤務手当、これらについてちょっと共通するかどうか。今回の衆議院選とこの農業委員会の選挙の見積等一致するかどうか。例えば、時間当たりいくらの時間外が払われますと。時間外については、何%アップですとか、そんなことがわかればいいのですが、それから管理職特別勤務手当、管理職の関係も出ております。この辺はどんなことになるのか、それらもお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長(柴田喜八君) 総務課長。

総務課長(山田日出夫君) まず1点目のシステム改造費で、職員であたれないのかということなのですが、先ほどの関連の質問でお答えしましたように、委託で行ったほうがいいのかという判断でございます。職員で、今の全部のシステムを広範な、そして複雑なシス

テムを例え職員でやったとしても1人や2人の話ではなくなると思います。今委託している業者は、1つのシステムに数名ずつ担当者がおりまして、そして全体をカバーしているのです。そういう中からいっても、経済的にも効率的にも、今の委託の方式のほうが優れていると考えております。

それと2点目の選挙に係わる関係ですけれども、職員の時間外手当はどのような選挙においても勤務時間は一緒でありますので、通常の間からで出っ張った部分につきまして、時間外を支給していくということになっておりまして、それは変わりありません。たぶんちょっと時間のことを気にされてのご質問かなと思われましても、変わりはありません。

それと管理職の手当につきましては、我々課長につきましては、勤務時間、朝と夜、選挙従事時間出っ張る部分について6,000円。課長補佐職は4,000円ということで、それぞれ出っ張る部分が4時間を越える場合は1.5倍すると。それぞれ9,000円、6,000円になる場合もあるということでございます。この管理職の手当につきましては、おおむね選挙とか、災害の出動等に限って対応しているものでございます。

議長（柴田喜八君） 13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 4ページの19節です。この中の負担金。これを公館設置費補助金等なって10万4,000円。これ中身いろいろと教えてほしいのですが、事業費の総額の何%になるのか。それとこれはいろいろあると思うのです。新規の場合、それと補修または中の備品の関係、これがいくら以上がこの対象にしているのか、その辺をお聞きいたします。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 4ページの19節、負担金、公館設置費補助金についてのご質問をいただきました。この補助金につきましては、事業費の3分の1を補助するというように対応しているものでございます。ご質問の新築等の内容でございますけれども、公館の新築につきましては、限度額300万円。それから、増築等に伴う大規模な改修については100万円。公館の補修については、50万円を限度として補助をしているものでございます。

議長（柴田喜八君） 12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 4ページの情報管理事業の部分で、委託料に関連してお聞きしたいのですけれども、渡邊議員からも出ておりましたけれども、職員でできないかということでもありますけれども、システムそのものと言いますか、機器の改造であればたぶん今の技術から言うと無理な部分もあるかと思っておりますけれども、たぶんマニュアルが送られてきて、そのマニュアルどおりに打ち込みをすれば、たぶん今の職員の技術から言うと、当然処理できる部分ではないかなというような気がいたしますけれども、その辺についてもう一度お聞きしたいと思っております。

それと5ページの1番下のオホーツクカードのシステムの更新事業でありますけれども、今回は機器も含めての更新事業なのか、お聞きしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 4ページの情報管理事業のシステム改造費でお尋ねがございました。

業者のほうから仕様書と言うか、指導書ですか、マニュアルのようなものが来て、それ

に従って入力と言うか、すればいいのではないかというようなご指摘でしたけども、そもそもこの手の業者につきましては、マニュアルをつくると言うか、そのアイデアと言いますか、プログラム、例えば法の改正があって、それをシステム上にどのように反映させるかというところが、すでにノウハウの中心を占めておりまして、マニュアルを例えつくって、ご指摘のようにそれに従ってうちの職員がプログラムを直すといっても、それは全体から見たら割合は少ない部分にあたるのですよね。そういうことでそれぞれのシステムが関連しあいながら全体膨大なシステムになっているのです、今は。だから先ほども言いましたように、この委託業者でさえ1つのシステムに複数人を配置して、全体で勘定すると述べ何十人という態勢でやっている中で、それをそっくり直営でやるということは極めて大変なことですし、委託の方が勝っていると、優れているということで、ご理解をいただければとありがたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） オホーツクカード関係なのですけども、この事業につきましては、5町で実際実施しておりまして、大元のホストは斜里町にございます。

国と道の補助を受けまして、これはホストを含めまして端末含めてすべてを補助事業として実施すると。今回、訓子府町だけでなくほかの町もそうなのですけども、助成する部分については、その端末の部分の補助対象外になった部分。うちで言いますと8台になります。その8台につきましては、具体的に言いますとイベント用が1台、それとあとバックアップ用が2台、それと配送用、配達用が3台、それと公共施設に実はスポセンとボールにつける予定になってますけど2台。この8台分の事業費の3分の1、これを助成するというところでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ないようなので、議案第36号の質疑を終了いたします。

次に、議案第38号の質疑を許します。10ページになります。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第36号、議案第38号の採決をいたします。討論のなかった案件については、一括採決をいたします。議案第36号、議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、
議案第43号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第37号の質疑を行います。6ページになります。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の質疑を行います。16ページになります。指定管理者制度の条例になります。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） この条例ですが、簡単にと言いますか概略申し上げますと、要するに指定業者というのは町が示す、ここにある条件を満たせば仕事ができると。最終的に違反なり、その条例に違反した場合は、町の責任で処理しなければならないということになるのですね。責任は町にあるわけですね。その点をお聞きしたいのが1つと。

今いろいろ補助事業で入っていて、経営自体は移譲は難しいということなのですが、これでいきますと、条例の中を見ますとかなりの部分で参入の間口が広いというふうに思いますけれども、今公的な事業で進めている中で、例えばこの事業については、参入のものが無いというようなものがあれば一つあげていただきたい。意味わかりますか。この事業については該当しない、難しいですよというようなことがあれば、一つ例としてあげていただきたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま指定管理者の最終的な責任は町が持つのかということでございますけれども、これにつきましては町が持つことになります。

ただ、この条件を満たす業者さんから応募があって、町がまず行うのは候補としての指定を行います。候補として選んだものを議会で議決いただいて、その業者さんを指定管理者ということで決定するというようになってございます。

それと指定管理者制度の対象外の施設はあるのかというお尋ねなのですが、例えば学校等、学校、幼稚園、教育施設等、それとあと道路、河川ですか、そういったものが

なります。基本的には、それ以外の公共的な施設については、すべてこの指定管理者制度の対象にはなるということになってございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） この指定管理者制度ができますと、今も佐藤議員からお話があったように、道路だとかそういう河川だとかっていう、あとは学校ですか。そういうもの以外は、指定管理者制度の中でやれるのだということになりますと、かなりの部分が民間委託ができるということになると思うのですね、結果的には。その民間委託ができるということになると、その契約の内容がいろいろ出てくるかと思うのですけども、ある程度を民間が指定管理者で請け負ったということになったとしても、途中で何かがあった場合においては、それなりの処置があるのだと思うのですけども、ある一定期間、例えば3年だとか5年だとかっていうような、やっぱり一定期間の区切りの契約を結ぶ形になるのだらうなと。1年限り、1年交代で指定管理者がころころ変わるということになるのかどうなのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですけども。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいまお尋ねいただきましたけれども、まず、民間委託というふうなお尋ねでございましたけれども、基本的に民間委託ではございません。ある意味、使用料の徴収ですとか、利用の許可関係もすべて運営管理そのものを含めて、この指定管理者に行わせることになっています。ですから、契約だとかいうことにはなりません。実際に、その指定業者といろんな取り決めをするのですけれども、それについては第8条に規定してございますけれども、協定というものを締結すると。そして、それに違反したりした場合には、そのあとの10条ですとか指定の取り消しだとかいうことが、それについてまわるということになってございます。

期間のお尋ねだったのですけれども、5年ということ考えてございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の質疑を行います。20ページになります。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 保養センターの条例の改正の件でありますけれども、今回説明によりますと、北海道公衆浴場料金の改正に伴いということがありますが、訓子府の条例

としてこのことだけでやるのか、ほかにないのかというのが1点であります。

もう1つ考えられることは、北海道の公衆浴場の料金改正の内容によっては、その内容が変化した場合、また下がるということも考えられます。この説明でいきますとね。それで私は初日で質問もしたのですが、訓子府の温泉の場合、保養センターの場合、事業の内容が十数年たって変化している。今の利用状況、利用内容についてもかなり変わっております。そういった中で、基本となることに私は考えているのは、やっぱり運営維持管理のためということも私は訓子府の今の状況からすると、大変やっぱり財政的にも重要なことだと私は考えていますので、その上げる理由について、それから上げることに大賛成なのです。そういうことで余談になりますけど、私がこんな中途半端な数字がではなくて、きちっとゼロ、ゼロとした方がいいのかなということも考えておりますので、今回そんな条例改正は出てませんけれども、その説明を少しお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 温泉の料金なのですけども、当初できた当時は町内の風呂屋との関係で銭湯料金。当初、平成3年1月15日には300円で、その後8月1日に銭湯料金320円に上がったということで、320円に上げているのですね。その後、ずっと温泉料金の改定があったのですけども、上げていなかったと言いますのは、平成10年までは実は黒字だったのですね。そんなのもございまして、おそらくそのままだったのかなと。ただ、今回やっぱり佐藤議員さん指摘されていますように、維持管理の部分でかなりの赤字が出てきているということで、改修もございましたので、改修を機会にこの際銭湯料金にあわせてやりたいと。これについては、審議会中でもちょっとご提案させていただいて、だからあの当方で50円上がるということで、かなり一気の値上げだったのですけども、そんなのでまだ実は年度としてひと回りしていないのですね。料金を上げてから。それで年度ではなくて、改修後の平成16年8月から平成17年7月まで見ましたら、人数的にもこの間答弁したしましたけども2割増えている。収入的には37%増加しているというような事実もございまして、ここは銭湯料金にあわせた中で、このまま改定を進めさせていただきたい。いずれにしても、ひと回りした様子を見た中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ちょっとかみ合わない点があるのですが、北海道の公衆料金に準ずるということにしますと、将来変化あったときに私はまだ下がるのかということなのです。訓子府独自の条例ですから、なんかやっぱり説明の中に、今お話したように平成10年までは黒字だったけど最近赤字経営だと。やっぱり去年6,000万円もかけて改修しなければならないというその消耗するお湯の扱いですから、そういうことを考えますと、あまり負担のないように安定した経営をするための料金というの、どこかに含まれていないのかということなのです。もう一度お願いします。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 料金の設定ですけども、条例上、別に公衆浴場の料金にあわせるということではないのですけど、利用客今6万3,000人年間ございますけども、来られているのは値ごろ感というのがかなりあると思うのです。と言いますのは、「ゆゆう」ですとか、あと「のんた」あたりは500円ということになってます。うちは40

0円を今切る設定ということですので、ここら辺料金について、なかなかこの上げればそれだけ収入が増えるかといったらそうも実は言えない部分があると思います。それでやっぱり利用者というのは、結構その何かの根拠というのは一応銭湯料金で入れますよというような根拠によって、おそらく今回10円値上げさせていただいても、ある程度納得した中でおそらく利用客もあまり減らない中で推移していただけるのかなと。ある意味一つの根拠という形で、公衆浴場料金を使わせていただきたい。それで時代の変化で、例えば下がった場合どうするのかと。たぶん今までの歴史からいって下がったことは1回もないので、おそらくそういうことはないと思いますけども、それはそのときに判断すればいい問題だというふうに理解しています。

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） この温泉保養センターに係わっては、当初つくられたときには銭湯用の代わりということで作られて、たまたまそのときに温泉の発掘をして余ったお湯があったので、できたという経過があるわけなのですが、今では公衆的な公共的な要素というのは終わったのではないかと思うわけですね。

要するに、その当時は銭湯に代わってのことということ、公共料金をその北海道公衆浴場の料金にあわせて、これから進みますよということできたわけなのですが、調べたことがあるかないかわかりませんが、現在そのこれを銭湯、いわゆる家に個々にそれぞれ風呂があるとかないとか、ないところ調べたことがあるかないかね。もし、何軒かのものがあるとなっても、それはそれなりに補助をするなり何かを考えて、いつまでもできたときと同じようなそのシステムの考え方というのはいかがなものかな。

やっぱり中の改造も今回研修室ですか、いわゆる普通「小上がり」と言ってますけども、ああいった利用の仕方も、今回にいろいろと今後もまた考えていって、そして、町内会なり、また町民なりが今でも自由に使えることなのですけども、PRの足りなさからあまり今までも使っていなかった。だから、そういうこともPRの中に入れながら公共料金ということだけでなく、この温泉保養センターという名のもとにもうちょっとこれからやっぱり財政的なものがあるのであれば、やっぱり値上げの要素に使えるような形でもって進める方がどうかと思うわけなのですけども、その辺の考え方。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 家風呂がないというような関係なのですけども、これ実は温泉保養センター改修で3カ月ほど休むときに、かなりこちらも気にいたしまして、3カ月ほど周知した中で、風呂がない方には途中議会補正させていただいたのですが、訓子府旅館さんに風呂に入りに行ってもらおうというように、これ実は1桁9件程度でした。実際に、家風呂がなかったことについては9件程度でした。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 温泉保養センターの件で、いろいろご心配をいただきましてありがとうございます。

今は、ほとんど公衆浴場料金に準じたような料金に利用料金になっているわけですが、例えば私どももできればもう少し上げたいなという思いはあるのですが、逆に上げることによって、利用者が減退するということになると収入面でまた厳しくなるというようなことがあるものですから、この辺の判断が非常に難しい部分があるので

すね。今のところ町外者の方が利用が多いわけですがけれども、その利用の多い理由としましては、やはり利用料金が安いから訓子府へ来るのだというような利用者が多いわけでございまして、そうした人たちのことも考えますと、今ここでちょっと料金をぐんと上げてしまって、また利用が減るといような形になってしまうと、総体的な収益としてどういことになるのか非常に微妙な今段階ですので、もう少しこうした今提案させていただいているような料金の中で様子を見させていただきたいと、そのように思っております。

ただ、私もいつまでもこれでいいではなくて、利用者の人数、収益性、そういったものを十分考慮しながら、これからも利用料金についてはまたご相談させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） ただいま町長の答弁でわかりましたですけれども、これからやっぱりこういう営業的収益を持つその施設というのは、サービスをモットーにしてかかっているかなかったら、いつまでも何年経ってもはじめと同じようなシステムでやっているとしたら、料金を10円でも5円上げてこれが高いと思う。だから、やっぱり上げるためにはそれぞれ相当の要素が必要だと思いますので、一つこれからはいつまでも同じシステムでこの料金で頼るのではなくて、変えるところは変えてサービスするところはしてやれば、30円なり50円なり上げて、またそれなりのお客さんはついてくると。同じようなシステムでやると高いとなるということ。これは誰が見てもそうですから、一つその辺を考えながらこれからの営業経営を続けて、個人であればおそらくかなりの中身を変えているわけですね。行政だからずっと同じで、お客さん来るからこれでいいということになっているのではないかと思うわけなんですけれども、一つその辺のご努力をよろしく願います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

町長。

町長（深見定雄君） 本当に私も全く同感でございまして、そうしたことを十分視野に、これからの温泉保養センターの運営にあたってまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り開議を再開いたします。

次に、議案第41号の質疑を行います。21ページになります。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の採決を行います。本案を提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

次に、議案第42号の質疑を行います。29ページになります。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号の質疑を行います。30ページになります。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論も終了いたします。

これより議案第43号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号

議長（柴田喜八君） これより、提案理由の説明が終わっております認定第1号 平成

16年度各会計決算の認定についての質疑に入ります。

質疑については、各会計一括質疑といたします。1人3回まで行えます。ご質疑ございませんか。別冊になります。ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。認定第1号につきましては、町議会運営基準に基づき、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思えます。

審査期間については、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにいたしたいと思えます。また地方自治法第98条に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、安藤義昭君、渡邊守彦君、山本朝英君、高橋徳男君、橋本憲治君、渡邊易右工門君をそれぞれ指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、午前11時30分まで休憩といたします

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長には高橋徳男君、副委員長には安藤義昭君と決定いたしました。なお、審査期間は平成17年10月24日(月)から10月28日(金)までの5日間と決定いたしました。

追加日程の議決

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

ただいま町長から議案第46号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第46号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第46号

議長(柴田喜八君) 提出者からの提案理由の説明を求めます。

助役。

助役(宮川伊三男君) お許しをいただきましたので、昨日、追加議案としてお配りをさせていただきました議案第46号 平成17年度一般会計補正予算(第5号)について、ご説明を申し上げます。

この度の補正は、この定例議会の冒頭、町長の挨拶の申し上げましたとおり、アスベストの対応に係わる補正でございます。1ページの第1条にありますように、709万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ42億6,300万円とするものでございます。2ページは歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただくことといたしまして、3ページ以降の事項別明細書についてご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上が709万7,000円を追加とする補正の内容でございます。ご審議の上ご決定のほどよろしく申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。1人3回まで行えます。ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) この予算説明があったわけですが、説明の中で中学校体育館については、継続的に検査を行っていくということであります。

昨日の一般質問でも確認をさせていただきましたけども、明解な回答がありませんでした。アスベスト浮遊の安全基準ということについて、明確にどういうものを基準にして、どこでそれを認定しているのかということも含めて、その数値も含めて示していただきたいと思っております。

それとアスベスト使用の教育用品・用具と言いますか、その関係でありますけれども、いろんな報道等の中に実験テーブルにアスベストが含まれていて、それを使用禁止したというような記事もございましたので、おそらくそれらの心配もあるのではないかというふうに思われます。訓子府の教育関係、公共施設等において、それらに類するものが使われているかどうか。その辺のことについて、お聞かせいただきたいと思っております。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 今回のアスベスト総合検査業務で予算計上させていただきましたのは、前回の飛散調査、空気中のアスベスト粉塵濃度測定で数値が低いものにつきまして、低いものの6施設につきまして、経過的に管理していくというふうな形で考えております。

それと明確な基準につきましては、昨日も一般質問の中で説明させていただきましたけども、国の定めている大気汚染防止法。これの大気中濃度1リットル当たり10本、これが決められた基準でございます。それとあと参考にさせてもらっているのが、同じく環境

省で出しています自然界の空気中のアスベスト濃度。これについては場所によって異なりますが、1本から1.67本というふうな形で出されております。これについても、一応参考にさせてもらいながら検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 学校施設等の教育施設の教材・教具等の使用の状況でございますけども、上原議員が言われております理科実験台テーブルでございますけども、居武士小学校、それから訓子府小学校については、この分について使用されておられません。

それと中学校につきましては、メーカーのほうにも確認しまして、使われているとすれば天板でございますけども、この天板についてはメーカーのほうも2社からその天板を仕入れているということがございまして、その当時もうすでに17年ほど納入してから経過しているということで、どこの業者から納入されたかというのがわからないということがございまして、2社のうち1社はアスベストを含有してということと言われておりますけども、もう1社は使用してないということですが、それがわからないという回答がございました。それで私どもでその中学校の実験台を確認しまして、劣化だとか、それからキズがついていないかどうかを調査しまして、その分については傷も付いてないということでございまして、学校のほうにも一応含んでいる場合もあるということでお話をし、もし傷等があれば、直ちに私どもに報告するようということでお話をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

そのほかの機材・教材としましては、陶芸釜がありますけども、これは公民館、学校にもありますけども、これについては使用していないというような確認が取れております。

そのほかで、理科実験用でアルコールランプの金網等。これについても、数年前からこのアスベストの部分、石綿の使用の金網を使用していないということでございますので、現在のところは調査の結果、このほかにはアスベスト使用の部分がないということでございます。

議長（柴田喜八君） 9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） まず、安全基準の関係ですけども、さらに確認をしておきます。リットル10本というのが、国の防止法による基準だということでありまして。これは人体に対して安全だという一つの基準なのかどうか。その辺について、お聞かせをいただきたいと思っております。

それと教育用具の関係でございますけれども、その問題があるかもしれないという不安を持って、それを学校側に伝えているということなので、それらについては学校の現場で十分注意していただければ良いのかと思っておりますけれども、それらについても将来的に交換していくという考えに立っているのかどうか。その辺について、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ここで言っているアスベストの大気汚染防止法で言っている1リットル当たり10本というのは、必ずこれが守られたが安全ですよというふうな話しておられません。ですから、安全基準ではないです。

以上です。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 理科の実験テーブルの関係でございますけども、これにつきましては、使用されているということで、もし仮に使用されても非飛散性ということでございますので、直ちに害があるということではございませんけども、先ほど申し上げましたように、傷等がそれから劣化等によってこの辺のことが出てくる場合も予想されますので、学校と十分協議をしながら進めたいと思いますけども、現在のところこのような形で進めていくということで、将来的には劣化、それから状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 委託料の関係で、1番上の139万7,000円の委託料なんですけども、今言われました低いもの、比較的低いもの6施設について、定期的に検査をしてもらうというようなことを言われたかと思うのですけども、それらについても検査が必要だと思えますけども、1番私たちが心配しているのは、訓子府小学校、居武士小学校、公民館、それから旧改善センター。これは完全に露出しているのですね。露出しているところについては、これから早急に改修を行わなければならないと私は思いますけども、その目途が未だ立っていないということですけども、この最終的に改修が終わった段階でも、生徒が頻繁に出入りするところでもありますから、当然その後の検査もある程度必要でないからというふうに我々思うのですけども、そして、「安全ですよ」と、「改修しまして、もう心配ません」とこういうお墨付きが付くまで、やはり改修したとしてもほこりが残っているとかが、飛散しているものが飛び散っているとかが、そういったことがありますから、そういったこともきれいにして、そして、検査をしてもうお墨付き、「完全に心配ありません」というそういうお墨付きもってからでなかったら、子供たちも町民も安心して出入りできないということになりますので、それらの検査が含まれているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけども。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 今回の補正に係わりまして、先ほど説明の中で、今回の補正で予算を計上いたしました委託料について、中学校体育館を含む6施設というふうにご説明をいたしました。これは中学校体育館とスポーツセンター、公民館、旧改善センター、それから若富の水源地、農業集落排水管理センター。この6施設、これも今回浮遊調査を行っております。これは数値が低かったわけですけども、これは測定をする時期によって、本数が違うであろうということをやはり我々は心配いたしましたして、定期的に検査をして、その本数を確認しながら対応しなければならないという意味からも、年度内この17年度内にやる経費について、今回補正をさせていただきました。

今回、学校閉鎖したわけでございますけれども、これらに係わります調査等につきましては、常任委員会等でもご説明申し上げましたけれども、成分検査、これが今月26日過ぎぐらいに出てくるであろうと。その内容を見まして、子供たちの安全、あるいは先生の安全というもの確保するためには、除去等も出てくるであろうと予想されます。そのような事態になった場合については、これは施設のアスベストを除去いたします。そのときには、工事が終わった後、アスベストの浮遊がないかどうか全部調査をいたしまして、受け渡しということになりますから、その時点で調査をし、安全確認のうえで授業に復帰す

るということになるかと思えます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 炊飯器の件で少し伺いたいのですが、昨日でしたか、端野町でも出たということで、何器分何ぼいう金額が出てたと思うのですが、それでいきますと訓子府の場合、160万円を主にそれに使うということだったのですが、現在いくつもの釜が使われていて、いくつがそういうふうに該当するのか。今回入れ替えるのは老朽化ということもあります。そういう説明もありましたけれども、何器なのか、現状と入れ替えのものちょっと教えてください。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 炊飯器の関係でございますけども、端野町の関係は回転釜ということだと私は認識しているのですが、本町の場合、米飯の炊飯釜でございます。これは現在というか、古い部分で今回更新しましたけども、その前は1器でございます。今回の分について、この炊飯釜、形も違いますけども2器ということになります。それは今までは長い横に長くてローラーで少しずつ移動していましたが、今回は縦型のに6つの鍋が入るというものでございます。それで米が炊かれるということでございまして、今回更新する分は2器ということです。先ほど言いました端野町の回転釜については、あれば回転釜までですけども、本町の場合は、回転釜数年前に取り替えてございますので、その分ではアスベストは含まれてないということでございます。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） アスベストの問題は昨日から論議されまして、人体に影響がある。しかも、お金もかかるし困った事ばかりが出てくるんだなというふうに感じております。

今回の学校のこの問題につきましては、適切な判断と適切な対応によって、今校舎を閉鎖。これは素晴らしい対応の仕方であったと思っております。

今検査中ということでありますけれども、これが結果判明して、除去しなければだめだということになれば、相当の大工事になるわけでありまして、およそその日数も相当かかるのではないかな。昨日からも質問がいろいろ出ていますけれども、明確にされておられません。

これから極めて寒い時期にも入るわけでありまして、それから中学生の場合、高学年は進学のときにちょうどぶつかるわけでありまして、今は小学生は中学校を使っていると。支障がないと教育長もお話されておりました。そういったことを考えますと、大変その長い期間が必要でないかなと私は想像するわけでありまして。従って、聞くところによりますと、もしこれが除去して工事をしなければならぬと、補償をしなければならぬということになりますと、専門業者なければこれはできないのだという話をちらっとたまたま聞いたことありますけれども、そういったことはないのか。もし、その専門業者がなければ、業者地元でもいいということになりますと、地元業者で短い時間に仕上げて学校の授業に、児童にその影響のないようなあれはとれないのか、そこら辺をお聞きしたいと思えます。もし、全面的にこれをやるということになれば、相当の日数がかかるのではないかなというふうなことをちょっと一部業者からも聞きました。

それと若富水源地、それから先ほど渡邊議員から質問ありました公民館、旧改善センタ

ーですね。これは露出です。こういった部分は今検査中とありますけれども、やはり薄いビニールで覆いをするとか、そういった配慮をすべきでないかなと。特にまた水源地なんかというのは、私は見ていませんけれどもどんな状態になって、水を通して毎日の生活用水ですから、そこら辺はどうなっているのか。その点について伺いをいたし、答弁いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 実際の工事の中身については、9月26日以降の分析調査によって決定されますが、アスベストの除去工事というふうな形になると専門の業者でないと対応できないものでございます。

それと若富水源地の件でございますけれども、ここについては配水池は別にあります。それでポンプ室の壁にアスベストが施工されております。ですから水源地そのもの、池そのものについては、アスベストそのものというのは使われておりません。直接人体に影響するというふうな形、触れるという形ではありません。

点検等で行く者がそこに何回か通っているわけでございますけれども、その辺については十分注意をして実施をしております。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） 今聞いたと思うのだけれども、全面的にこれを除去して、工事をするということになれば、相当の日数がかかると思うのだけれども、そこら辺はどういう対応をしようとしているのか。これから寒い時期にめがけて向かうわけですけれども、子供たちの授業に相当の支障が出てくると思います。一挙にその専門業者でなければだめだということですね、今ね。そうなる橋本議員からも出てました。そうなる冬休みを利用してやっではどうかというようなことも質疑されましたけれども、そういった考え方というのはどう思われているのか。いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 工事の期間等に係わりまして、学校の対応をどうするかという問題については、後ほど教育長のほうからお話をいただけたと思いますが、工事関連でございますけれども、先ほど建設課長が申し上げましたように、専門業者でなければ対応ができない。これは結局アスベストを除去するときには、アスベストがかなり浮遊いたしますので、防護マスク、防護服、いろいろその教室を密閉するなどの専門的な対応が必要になってくると。その専門の業者も限られた数で、今全道、全国的にこのアスベストの問題に係わっておりますから、本町だけ早急にやってもらいたいということが可能なのかどうかということも含めて、今検査をいただいている業者ともなるべく早く対応していただく、もし除去するということがなった場合には、少しでも早くお願いしたいということは申し上げておりますけれども、そういう状況の中で、今どの程度の期間がかかっていつからということ、はっきり申し上げられないという状況でございますので、その点についてご理解をいただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまの大坪議員から冬期間にわたるような後期になった場合のご心配をいただいたわけでございますが、私どもといたしましては、1日も早く安全、安心の学校づくり、環境づくりをお願いしたいということでございまして、あと工期的に、

ただいま助役の方からありましたように、期間が業者の都合によってかかるというふうな、例えば冬期間の暖房等が必要になった場合につきましては、その点はその分でまたいろいろと子供たちに支障のないような配慮を考えていきたいなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（柴田喜八君） 12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 1点だけお聞きしたいのですけれども、アスベストも早い時期のアスベストと今扱われているアスベストとは、たぶん防散処理をされたアスベストを今は使われていると思うのですけれども、この防散処理をされたアスベストを使用して、今の訓子府にある施設。例えば、今低い数値の出ている6施設の中で使われているのか、わかれば教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 6施設それぞれにつきましては、個々に違うのですが、今、訓子府小学校につきましては上に塗装しております。これにつきましては、平成6年、7年、8年ですか、そのときに改修工事をやっています。そのときに塗装しています。これについては、ものは蛭石という形でございますけれども、そのときアスベストが含まれているというふうな認識は、そのときは持っておりませんでした。今、分析調査をやっておりますけれども、それについて含有量とかというのは明確になると思います。

そのほかの施設については、ほとんどがアスベストそのものではなくて石綿と言っているものだと思います。

蛭石につきましては、居武士小学校、それから訓子府中学校も同じように蛭石というふうなのを使っております。これらにつきましても、アスベストそのものではなくて、アスベストそのものというか、蛭石に含まれている可能性があるというふうなものでございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 質問はアスベストそのものが、防散と言いますか、飛散処理をされたものを使われているのかということなのですけれども、例えば、そのもの自体が飛ばないような処理をして、それを吹き付けているのかという、そういう質問なのですけれども。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） それについてはアスベスト、先ほども言いましたけども、あくまでも吹付け材でございます。吹付け材につきましては、粘着性のもので吹き付けて壁に吹き付けるわけでございます。それで落ちないようにというか、もちろん飛ばないようにというふうな施工はしております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号の採決を行います。本案を提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

請願第8号

議長（柴田喜八君） それは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

日程第16、請願第8号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。議案書の50ページに綴じてあります。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） 請願がきておりますので、ご紹介させていただきます。

1点目につきましては、町の北教組の網走支部の訓子府支会というところからの請願書であります。請願の中身を朗読させていただきたいと思っております。

常呂郡訓子府町議会議長、柴田喜八様。

2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する請願書。

紹介議員、訓子府町議会議員、小林一甫。

請願者、訓子府町仲町65番地、北教組網走支部訓子府支会支会長、永易克弘。

次ページ、朗読させていただきます。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第8号の採決を行います。本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、請願第8号は採択されました。

追加日程の議決

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

ただいま、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝君、及び訓子府町農民連盟委員長、遠藤保君の連名で、請願第9号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する請願の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、この際、請願第9号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

請願第9号

議長(柴田喜八君) 請願第9号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) きたみらい農業協同組合と訓子府町農民連名から請願が出されておりますので、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する請願書。

紹介議員、大坪勝廣、紹介議員、小林一甫。

請願者、訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

請願者、訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連名委員長、遠藤保。

次ページをお開きください。

畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する請願書。

最初にお断り申し上げますけれども、1点ほど字が多く入っているところと、1点は字が足りないところがございます。2点ほどございますので、前もって訂正させていただきたいと思っております。

本文に入りまして、上から2行目の前半のほうで「のもと」と書いてありますけれども、これ「も」を取っていただきたい。それから8行目の「廃止に伴う固有用販売の」、「用」と「販売」の間に「用途」の「途」を入れていただきたいと思っております。申し訳ございません。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上で、朗読を終わらせていただきますけれども、ご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第9号の採決を行います。本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、請願第9号は採択されました。

追加日程の議決

議長(柴田喜八君) ただいま渡邊守彦君外5名から、意見書案第11号 2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する要望意見書の件が、高橋徳男君外6名から、意見書案第12号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書、意見書案第13号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見書案第11号

議長(柴田喜八君) 意見書案第11号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) お認めをいただきましたので、意見書案第11号。

2006年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の

改悪に反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年9月15日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 渡邊守彦

議員 山本朝英
議員 田中與士信
議員 安藤義昭
議員 松浦啓博
議員 大坪勝廣

中身につきましては、先ほど紹介議員のほうから詳しくご説明がございましたので、省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。

これより討論を行います。ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論も終了しないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第11号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第12号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第12号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） お許しをいただきましたので、意見書案第12号を提出させていただきます。

意見書案第12号。

国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年9月15日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右門
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様
農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。
議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。
討論を行います。ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。

これより意見書案第12号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第13号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第13号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) お許しをいただきましたので、意見書案第13号についてご説明をいたします。

意見書案第13号。

畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年9月15日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右門
議員 橋本憲治

この要望意見書の内容につきましては、先ほど説明いたしました追加の請願書第9号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑を終了いたします。

討論を行います。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論を終了いたします。

これより意見書案第13号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第7号

議長（柴田喜八君） 報告第7号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の52ページをお開き願いたいと思います。

報告第7号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7号の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成17年9月13日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

53ページをお開き願いたいと思います。

平成17年8月11日

訓子府町議会議長 柴田 喜八 様

訓子府町監査委員 四十物 義 雄

訓子府町監査委員 田 中 與士信

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成16年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を別紙のとおり報告します。

記

平成16年度 監査実施団体

1. 各町内会
2. 各実践会
3. 北見地区保護司会訓子府町分区
4. 訓子府町民生委員協議会
5. 訓子府町遺族会
6. 地域リハビリをすすめる会
7. リハビリハウスほんわか堂
8. 訓子府町老人クラブ連合会 (単位老人クラブ含む)
9. 訓子府町内会連絡協議会
10. 訓子府町高齢者勤労センター
11. 社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会
12. 社会福祉法人 訓子府福社会

以下、54ページから57ページにつきましては、朗読を省略させていただきます。

監査結果につきましては、交付金及び補助金に関する事務につきましては、適正に執行されているということで、監査委員から意見をいただいております。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) 以上のとおりであります。

この報告に対し、質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第8号

議長(柴田喜八君) 日程第18、報告第8号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の58ページをお開き願いたいと思います。

報告第8号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成17年9月13日提出、訓子府町議会議長 柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年7月11日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年7月11日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

59ページ以下の表につきましては、省略させていただきます。

61ページをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年8月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年8月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

62ページ以降の表につきましては、省略させていただきます。

後ほど配付しました追加報告書でございます。64ページになっております。お開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年9月9日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年9月9日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次の65、66ページについては、省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。

以上で、本報告を終わります。
ここで、ちょっと休憩をいたします。

休憩 午後 1時44分
再開 午後 1時45分

閉会の宣言

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これにて、平成17年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時46分

以上、平成17年第3回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員